

令和5年8月29日

**令和5年度
横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会
報告書**

1 経緯

横浜市緑区民文化センターの指定管理者の選定にあたり、横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査や面接審査を行いました。

このたび、選定評価委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会委員（委員長以下、五十音順）

委員長 石田 麻子（昭和音楽大学 教授）
委 員 井上 敏正（長津田自治連合会 会長）
委 員 草加 叔也（有限会社空間創造研究所 取締役）
委 員 平山 紀美子（東京地方税理士会緑支部所属 税理士）
委 員 真船 悦子（緑区コーラスの会 会長）

3 審査の経過

令和5年4月16日 令和5年度第1回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会
（公募・選定スケジュール、公募関係書類、審査基準、審査方法の決定等）

令和5年5月1日 公募開始（公募要項等を緑区ホームページへ掲載）

令和5年5月23日 現地見学会及び応募者説明会（参加必須）（参加15団体27人）

令和5年5月31日 公募要項等に関する質問の受付（2団体24問）
～6月1日

令和5年7月3日 応募書類受付の開始

令和5年7月4日 応募書類受付の終了（2団体提出）

令和5年7月20日 令和5年度第2回横浜市緑区民文化センター指定管理者選定評価委員会
（面接審査・審議、指定候補者及び次点候補者の選定）

4 応募団体

2団体

（五十音順）

（1）みどりアート&メディアパートナーズ（現指定管理者）

代表団体 株式会社神奈川新聞社

構成団体 株式会社tvkコミュニケーションズ、公益財団法人横浜市芸術文化振興財
団、ジャパントータルサービス株式会社

（2）みどりシティクリエイツ

代表団体 株式会社カルサイト

構成団体 相鉄企業株式会社

5 審査にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市緑区民文化センター指定管理者公募要項」（以下、「公募要項」）

という。)においてあらかじめ定めた「評価基準項目」(別添)に従って、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査(応募団体によるプレゼンテーション及び質疑)を行い、指定候補者及び次点候補者選定のため、順位を決定することとしました。

点数については、各委員 230 点を持ち点とし、各委員の点数の合計を評価点としました。また、最低基準点については加減点項目を除く評価基準項目の合計点の 6 割(630 点)としました。

6 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項、失格事項に該当しないことを確認しました。

(参考 公募要項 10～11 ページ)

6 公募及び選定に関する事項

(6) 応募条件等

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること(法人格は不要。ただし個人は除く)

イ 欠格事項

次に該当する団体等は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

(エ) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消しを受けたものであること

(オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定評価委員会が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

※本項目については、提出いただく「役員等氏名一覧表(様式 3)」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2 年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

(途中省略)

カ 接触の禁止

選定評価委員、本市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

選定評価委員会が行う面接審査は、応募団体ごとに実施します。この際、他の応募団体及び関係者は、会場に入室できず、別室で待機いただきます。また、傍聴者との接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体(共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体)の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成(作成に関する技術的な助言等は可とします)

(ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) カからケまでの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続きを遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 審査結果

応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を厳正に行った結果、以下のとおり決定しました。

（１）順位

1 位 みどりアート&メディアパートナーズ

代表団体 株式会社神奈川新聞社

構成団体 株式会社 t v k コミュニケーションズ、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団、ジャパントータルサービス株式会社

2 位 みどりシティクリエイツ

代表団体 株式会社カルサイト

構成団体 相鉄企業株式会社

（２）得点

評価基準項目		1 位	2 位
1 団体の状況	1-1 団体の状況（財務状況含む） （10 点× 5 人＝50 点）	38	28
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	2-1 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針 （10 点× 5 人＝50 点）	36	36
	2-2 応募理由 （10 点× 5 人＝50 点）	40	40
3 職員配置・育成	3-1 職員の確保、配置及び育成 （20 点× 5 人＝100 点）	68	72
4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）	4-1 「使命 1：文化芸術の活動と体験の場となる」を達成するための取組 （20 点× 5 人＝100 点）	76	76
	4-2 「使命 2：文化芸術活動を担う人材を育む」を達成するための取組 （20 点× 5 人＝100 点）	72	68
	4-3 「使命 3：文化芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組 （20 点× 5 人＝100 点）	80	76
	4-4 「使命 4：幅広い人を文化活動に受け入れ、地域の力を結びつける」を達成するための取組 （20 点× 5 人＝100 点）	80	72
	4-5 「使命 5：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組 （30 点× 5 人＝150 点）	114	114
	4-6 「「使命 6：新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組 （5 点× 5 人＝25 点）	18	19
5 収支計画及び指定管理料	5-1 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え （10 点× 5 人＝50 点）	34	36
	5-2 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削	32	36

	減等効率的運営の努力 (10 点× 5 人=50 点)		
	5-3 5 年間の収支及び収支バランス (指定管理料の 提案含む) (10 点× 5 人=50 点)	30	36
6 その他	6-1 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの 一層の活用 (5 点× 5 人=25 点)	18	17
	6-2 市の重要政策課題への対応 (5 点× 5 人=25 点)	18	17
	6-3 提案書全体に対する評価 (5 点× 5 人=25 点)	19	18
加減点項目を除く合計 (1,050 点) ※最低基準点 : 1,050 点× 6 割 = 630 点		773	761
7 その他 (加減要素)	7-1 前期の管理運営の実績(現在の指定管理者のみ) (-10 点~+10 点× 5 人=-50 点~+50 点)	34	0
	7-2 市内中小企業等であるか【必須評価基準項目】 (10 点× 5 人=50 点)	50	50
合 計 (1,150 点)		857	811

8 審査講評

(1) みどりアート&メディアパートナーズ

現指定管理者であるため、現場の状況が見えてくる提案内容であり、安定感が感じられた。利用料金収入が年々伸びており、着実に運営が行われてきている。

地域と調整している「ビッグバンドのまち長津田」構想は、今後地域とのつながりを深め、緑区の文化施設らしさを発信できる拠点となる事業として期待が持てる内容であった。

一方、地域との連携体制や利用者ファーストの意識、人件費削減に向けた取組については、さらに工夫の余地が感じられた。

(2) みどりシティクリエイツ

第1期の当施設の指定管理者の構成団体で、他区の複数の区民文化センターを現在運営する法人が構成員となっていることもあり、緑区の現状に合った提案内容であり、経費削減についての取組は高評価であった。しかしながら、実行性にやや疑問が残り、また、プレゼンテーション・質疑応答からアーティストを大切にする姿勢がやや希薄な印象を受けた。

また、代表団体の財務状況が、5年間の指定管理を任せるにはやや不安がある内容であった。

9 総評

現指定管理団体と新規応募団体との審査で、非常に拮抗した内容であった。「団体の状況」「事業計画」の数項目で差がついたものの、加減点項目を除く委員の合計点は僅差であり、どちらの団体が選定されても水準以上の運営が期待できる内容であった。

指定候補者には、自己満足せずに、利用者や地域に寄り添う運営が望まれている。今後、継続

的に地域と一緒に取り組む仕組みを作りながら、緑区の特色を生かした魅力的な施設となることを期待している。

また、現在掲げているミッションは、現指定管理期間で完了するものでなく、引き続き追及していくべきものであるため、今回新たに掲げたミッションと合わせて、今後の管理運営に当たってほしい。

評価基準項目

※かっこ内の様式番号は、審査の際、参照する提案書類の様式の番号です。

項 目	主な審査の視点	主な確認項目	配点
1 団体の状況			10
(1) 団体の状況（財務状況含む）	・団体が、公の施設の管理運営者としてふさわしい団体であるか ・団体の財務状況（事業収益性、経営安定性、借入余裕度等）が健全であるか	様式 10、11	10
2 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針			20
(1) 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針	・市の文化政策及び施設の使命を理解した上で、基本的な方針を定めているか ・施設の使命を果たすために適切な方針となっているか。	様式 12	10
(2) 応募理由	・応募理由が、市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性のあるもので、公益性の高いものか。 ・施設運営・管理・事業実施に熱意が感じられるか	様式 13	10
3 職員配置・育成			20
職員の確保、配置及び育成	・配置予定者の能力・資質の考えが適切であるか（業務の基準に定める「責任者に期待する役割」を果たし、文化事業の企画・実施や施設管理を的確に行える想定か） ・配置予定者は当該ポジションに適切な人物か。職種や責任体制等は適切に考えられているか。 ・スタッフの育成に関する考え方が適切か ・館を運営するチームとして、一体感あるチームをつくる運営に配慮しているか ・事件・事故、災害等に対して具体的な対応ができる体制が考えられているか ・5年間の指定期間を見据えた配置及び育成計画となっているか。	様式 14、15	20
4 事業計画（施設の使命を達成するための提案）			115
「使命1：文化芸術の活動と体験の場となる」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 16－1、 2	20
「使命2：文化芸術活動を担う人材を育む」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 17－1、 2	20
「使命3：文化芸術の鑑賞の機会を提供する」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 18－1、 2	20
「使命4：幅広い人を文化活動に受け入れ、地域の力を結びつける」を達成するための取組	・施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 ・提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 19－1、 2	20

「使命５：持続可能性を高める施設運営を行う」を達成するための取組	- 施設の使命を理解し、設定された定量指標・定性指標が的確であるか。 - 提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 20－１、 ２	３０
「使命６：新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する」を達成するための取組	提案された取組によって使命を果たすことができると考えられるか。また、その理由は的確なものか。	様式 21	５

５ 収支計画及び指定管理料	３０
----------------------	-----------

(1) 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え	利用料金等が適切・適正であり、利用者増を見込めるか	様式 22-A、 22-B	１０
(2) 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力	- 指定管理料のみに依存しない収入構造となっているか - 経費削減等効率的運営の努力の考えが具体的か	様式 23	１０
(3) ５年間の収支及び収支バランス（指定管理料の提案含む）	- 利用者サービスのための経費や修繕費の配分など、施設の特性や課題に応じた費用配分となっているか - 収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか ５年間の収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	様式 24	１０

６ その他	１５
--------------	-----------

(1) 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用	- 業務の基準に定める「緑区民文化センターに求められる使命」に照らして妥当であるか、実現が可能か。 - 市民理解が得られる公益性があり、かつ収入確保につながる提案内容か。	様式 25	５
(2) 市の重要政策課題への対応	市の重要政策課題（個人情報保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、障害者差別解消、男女共同参画、市内中小企業優先発注）への団体の対応状況は適切か。	様式 26	５
(3) 提案書全体に対する評価	提案書は正確かつ明瞭に記載されているか。		５

小 計 （Ａ）	２１０
----------------	------------

その他（加減要素）	－１０～＋２０
------------------	----------------

(1) 前期の管理運営の実績 （現在の指定管理者のみ）	- 第三者評価の結果が優秀であり、要求水準を上回っていたか。（要求水準を下回った場合は減点対象） - 選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。（達成できなかった場合は、減点対象）	第三者評価結果	－１０ ～ ＋１０
(2) 市内中小企業等であるか	市内中小企業等 - 市内中小企業 - 中小企業等協同組合法第３条に規定する事業協同組		１０

【必須評価基準項目】	合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。		
小 計 (B)			- 1 0 ~ + 2 0
合 計 (C = A + B)			2 3 0